

過疎・中山間地域振興事業（いわきの地域農業を支えるひとづくり事業）業務 公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務の目的

労働力不足という課題を抱える農林業者と、農学を専攻する学生や将来の進路として農林業を志向する学生団体をマッチングさせることで、新たな関係人口を創出し、将来にわたって地域農林業を支える人材の確保につながるスキームを構築する。

学生には、実践的な農林業体験のフィールド及び中山間地域の農林業者との交流の機会を提供することで、中山間地域の農林業の魅力や課題への理解を促進する。

2 業務内容

(1) 委託業務名

過疎・中山間地域振興事業（いわきの地域農業を支えるひとづくり事業）業務

(2) 仕様

別紙「過疎・中山間地域振興事業（いわきの地域農業を支えるひとづくり事業）業務仕様書（案）」

(3) 委託業務期間

委託契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

(4) 委託費の上限

金1,850,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※謝礼金及びその他準備費用など、事業に関する経費全てが委託料に含まれること。

3 参加資格

企画提案書を提出する者（以下「提出者」という。）に必要な資格（以下「参加資格」という。）は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。（国の機関に係るものは、贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

4 質問等の受付

質問については、以下により受け付けます。

(1) 受付期間

令和6年5月9日（木）から5月16日（木）17時まで（必着）

(2) 提出方法

「質問書」（様式1）を電子メール又はFAXによりいわき農林事務所企画部へ提出してください。

電子メールの件名は「過疎・中山間地域振興事業（いわきの地域農業を支えるひとづくり事業）に関する質問」とし、電子メール、FAXとも電話にて送付した旨をお知らせください。なお、電話による質問の受付は行いません。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和6年5月20日（月）17時までに県のホームページ上で公開します。

5 参加申込書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加申込書」（様式2）を以下により提出してください。

なお、この提出がない者の企画提案は受け付けません。

(1) 提出期限

令和6年5月30日（木）17時まで（必着）

(2) 提出方法

電子メール又はFAXによりいわき農林事務所企画部へ提出してください。

なお、電子メールの件名は「過疎・中山間地域振興事業（いわきの地域農業を支えるひとづくり事業）参加申込書提出」とし、電子メール、FAXとも電話にて送

付した旨をお知らせください。

6 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加申込書」（様式2）の提出を行った上で、企画提案書等を以下により提出してください。

(1) 提出期限

令和6年6月6日（木）17時まで（必着）

(2) 提出方法

いわき農林事務所企画部へ郵送又は持参

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（休日を除く。）の8時30分から17時15分までとします。ただし、令和6年6月6日（木）は17時までとします。

(3) 企画提案書等

ア 企画提案書（様式任意。ただし、日本産業規格A列4判とする。）

イ 事業経費積算書（様式任意。ただし、日本産業規格A列4判とする。）

ウ その他企画提案を説明するのに必要な書類

エ 団体概要（様式3）

(4) 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

なお、副本5部については、提案者名及び提案者が特定できる文言（住所、代表者名、電話番号、メールアドレス等）を記載しないこと。

7 企画提案書等の内容

(1) 企画提案書

次の事項に注意して作成してください。

ア 業務実施体制

責任者、準備及び当日の人員配置計画、役割分担、運営体制を明記すること。

イ 農林業体験の実施方法や受入体制づくりの提案

別紙「過疎・中山間地域振興事業（いわきの地域農業を支えるひとづくり事業）業務仕様書（案）」で示した業務の目的及び内容に沿って、誘致活動先、農林業体験及び農林業体験に係る受入体制づくりの提案を行うこと。

(2) 事業経費積算書

経費区分が分かるように具体的に記載すること。なお、協力農家等への謝礼など、想定される支出を可能な範囲で記載すること。

(3) その他

想定しない経費及び業務については、その都度県及び委託事業者で協議するものとする。

8 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合があります。

ア 提出期限を過ぎて書類が提出された場合

- イ 事業経費積算額が委託費の上限額を超えた場合
- ウ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
- エ 提出書類に不備があった場合
- オ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- カ 参加申込書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者又は役員が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- キ 本実施要領に違反すると認められる場合
- ク その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合

(2) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書を提出することはできません。

(3) 辞退

参加申込書（様式2）を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とします。

(5) その他

ア 参加者は、参加申込書（様式2）の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。

ウ 提出された企画提案書等は、返却しません。

エ 提出された企画提案書等に係る第三者からの公文書開示請求に関しては、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、開示しません。

9 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

プロポーザルによる各団体等からの提案を受け、福島県はこれを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定します。

(2) 審査会（プレゼンテーション）

企画提案者からのプレゼンテーション形式により審査を行います。

ア 開催日時及び会場（予定）

令和6年6月11日（火）（時間は別途通知）

福島県いわき合同庁舎4階大会議室

※企画提案者が審査会場に入室できる人数は3名までとします。

イ 所要時間（予定）

企画提案者による15分以内の説明と審査員による5分程度の質疑を行います。

(3) 審査基準及び配点

審査項目	評価基準（×加算率）	配点
農林業体験マッチング事業について	<ul style="list-style-type: none"> ・誘致活動先は継続性及び地域農業の維持・発展に繋がる可能性が見込める学生団体か。（×2） ・誘致活動について、学生団体に対して効果的な誘致方法・手段の提案となっているか。（×1） ・農林業体験について、いわき市の中山間地域及び地元農産物の魅力や課題への理解を促進できる提案となっているか。（×2） ・農林業体験実施後も継続性のある提案となっているか。（×3） ・学生団体の移動や宿泊に対する支援について、効率的で経済的な提案となっているか。（×2） 	50点
農林業体験受入体制整備支援事業について	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的に農林業体験を受け入れる事ができる提案となっているか。（×3） ・地域住民の意向及び学生団体の感想や意見を反映できる提案となっているか。（×3） 	30点
業務全般について	<ul style="list-style-type: none"> ・運営に当たるスタッフの体制は十分か。（×1） ・適切な積算となっているか。（×1） ・企画としての独自性が認められるか。（×1） ・本業務と類似の業務の受注実績があるか。（×1） 	20点

(4) 通知等

審査の結果は、プロポーザル参加者全員に通知します。

(5) 契約の締結等

ア 仕様書の協議等

選定した業務委託予定者と福島県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。

なお、基本的には別紙「過疎・中山間地域振興事業（いわきの地域農業を支えるひとづくり事業）業務仕様書（案）」に業務委託予定者が提案した内容を反映させて確定しますが、提案内容のとおりには反映されない場合もあります。

イ 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定します。

なお、見積金額は委託費の上限額を超えないものとします。

ウ その他

業務委託予定者と福島県との間で行う協議が整わない場合又は業務委託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議します。

10 スケジュール

令和6年5月 9日 (木)	プロポーザル実施要領の公表
令和6年5月16日 (木) 17時まで	質問書の提出期限
令和6年5月20日 (月) 17時まで	質問書への回答
令和6年5月30日 (木) 17時まで	参加申込書の提出期限
令和6年6月 6日 (木) 17時まで	企画提案書等の提出期限
令和6年6月11日 (火) 予定	審査会 (プレゼンテーション)
令和6年6月12日 (水) 予定	審査結果の通知
令和6年6月下旬	契約締結

11 問合せ先及び各種書類の提出先

〒970-8026 いわき市平字梅本15番地 (県いわき合同庁舎3階)
福島県いわき農林事務所 企画部 地域農林企画課 (担当: 渡邊)
電 話: 0246-24-6197
F A X: 0246-24-6196
Eメール: kikaku.af07@pref.fukushima.lg.jp